

地質調査業務の最低制限価格等 及び 総合評価適用工事の失格判断基準の引上げ等について（概要）

「地質調査業務」の最低制限価格等、「総合評価適用工事」の失格判断基準を引き上げました。また、総合評価落札方式に「測量業務型」を新設したほか、予備設計や基本設計をはじめとする「その他建設関連業務」の最低制限価格等の算定方法についても改正しましたので、お知らせします。

最低制限価格等・失格判断基準の引上げ等（工事・業務関係）

以下のとおり、最低制限価格等又は失格判断基準の算定方法を変更します。

対象工事等	変更対象	変更内容			
地質調査業務	調査基準価格 及び 最低制限価格	【変更前】 直接調査費の額+間接調査費の90%+解析等調査業務費の75%+諸経費の50%			
		【変更後】 直接調査費の額+間接調査費の90%+解析等調査業務費の80%+諸経費の50%			
総合評価適用工事	失格判断基準	【変更前】 直接工事費の80%	共通仮設費の70%	現場管理費の85%	一般管理費等の65%
		【変更後】 直接工事費の90%	共通仮設費の85%	現場管理費の85%	一般管理費等の65%
その他建設関連業務 (予備設計等)	調査基準価格 及び 最低制限価格	【変更前】 予定価格（税抜き）の70%			
		【変更後】 ① 当該その他建設関連業務と同種の工事に係る業務（設計、地質調査、測量及び支障物件調査）に準じ、 費目ごとに積上げ （費目ごとの率は工事に係る業務と同率） ② ①による算出が困難な場合は、予定価格（税抜き）の70% ※どちらの方法によるかは入札の告示又は指名通知をご確認ください。			

測量業務への総合評価落札方式の新設（業務関係）

くじ引きによる受注を抑制し競争環境の適正化を図るとともに、インフラ整備の品質を確保するため、測量業務に総合評価落札方式を新設します。

■新設する型式・目的・対象業務

型式	目的 <特徴>
測量業務型	履行能力及び地域貢献等を評価し、技術力が高く地域に貢献する企業を選定

制度の詳細につきましては、実施の際の告示内容をご確認ください。

そ の 他

■適用年月日

平成 28 年 4 月 1 日以後に告示する工事等から適用します。

ただし、その他建設関連業務の最低制限価格等の算定方法の変更については平成 28 年 5 月 1 日以後に告示又は通知する業務から適用します。

お問い合わせ先：札幌市水道局総務部総務課契約係 電話 011-211-7011